



# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

○皆伐面積の限度(五二二・森林整備課)……………1

## 告 示

### 秋田県告示第五百十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成二十年十二月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

水 沢 川	三三・五・一八	八二・六三	八峰町	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)	所在市町村	
					水源かん養保安林(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)	鹿角市、小坂町
米代川上流	一、五八五・六四	七三・六二	鹿角市、小坂町	米代川中流	一、七〇四・三三	二〇八・二二	大館市、北秋田市
阿 仁 川	一、四五〇・七九	九八・七三	北秋田市、上小阿仁村	米代川下流	七二四・六八	八三・二二	能代市、藤里町

三種川	五三・三〇	三三・二〇	三種町	同一の単位とされる保安林(残存許容限度)(ヘクタール)	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)(ヘクタール)	所在市町村
馬場目川	二四五・三〇	七・六〇	湯上市、五城目町、井川町	男鹿地区	四・八四	男鹿市
太平川	一九五・二五	五・七〇	秋田市	雄物川下流	五五五・四九	秋田市、大仙市
玉 川	一、二〇二・八四	九六・二九	仙北市	川 口 川	二二二・〇二	大仙市、美郷町
平鹿地区	四五九・五〇	五九・五五	横手市	皆 瀬 川	五一〇・六八	湯沢市、横手市、東成瀬村
雄物川上流	七〇五・四二	一一七・七一	湯沢市、羽後町	子吉川下流	一九六・九六	由利本荘市
子吉川上流	五五六・四八	九四・六四	由利本荘市、羽後町	白雪川	一八六・六九	由利本荘市、にかほ市
八 峰	峰飛砂防備保安林	九・二二	八峰町	能 代	一七・六二	能代市
三 種	〇・四〇	〇・四〇	三種町	男 鹿	一・九〇	男鹿市
秋田上北	〇・四	一・〇四	秋田市、湯上市			

秋田南飛砂防備保安林	二三・三八	秋田市	由利本荘市	にかほ市	〇・一〇	にかほ市
八 峰	〇・九六	八峰町	三種町	三 種	〇・二四	三種町
男 鹿	一一・四六	男鹿市	秋田南	〇・六二	〇・六二	秋田市
米代川上流干害防備保安林	〇・六四	鹿角市	米代川中流	二三・四二	二二・四二	大館市、北秋田市
阿 仁 川	一・八二	北秋田市	米代川下流	〇・九六	〇・九六	藤里町
三種川	三二・四二	三種町	馬場目川	四〇・五二	四〇・五二	湯上市、井川町
男鹿地区	一・二〇	男鹿市	太平川	一・〇〇	一・〇〇	秋田市
雄物川下流	七・九〇	秋田市、大仙市	玉 川	四・七四	四・七四	仙北市
川 口 川	三・二六	大仙市、美郷町	平鹿地区	二・五六	二・五六	横手市
皆 瀬 川	七・〇〇	湯沢市、東成瀬村				

五 城 目 〃	本 荘 〃	皆 瀬 〃	田 沢 湖 〃	角 館 〃	河 辺 〃	秋 田 保 健 保 安 林	白 雪 川 〃	子 吉 川 上 流 〃	子 吉 川 下 流 〃	雄 物 川 上 流 干 害 防 備 保 安 林
二・三八	〇・二〇	〇・二八	二・五八	〇・六四	〇・六二	七・六四	二・九四	二・三四	一・九六	三・五八
五 城 目 町	由 利 本 荘 市	湯 沢 市	仙 北 市	仙 北 市	秋 田 市	秋 田 市	に か ほ 市	由 利 本 荘 市	由 利 本 荘 市	湯 沢 市

発行者 秋 田 県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇五  
 E-mail:matsubaransatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄